ふるさとセンター

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区分	現行（区分料金）				新使用料（区分料金）				
	時間区分	使用料			時間区分	1時間当たり	時間区分	区分使用料	使用料計算式
		a 市内	b 市外	c 入場料徴収等					
大会議室	午前9時～正午	1,650	2,470	3,300	午前9時～午後5時 A	1,000	午前9時～正午	3,000	A×3
							午後1時～午後5時	4,000	A×4
	正午～午後5時	1,650	2,470	3,300	午後5時～午後10時 B	1,500	午後6時～午後10時	6,000	B×4
	午後5時～午後10時	1,650	2,470	3,300			(終日)午前9時～午後10時	15,500	A×8+B×5
会議室1	午前9時～正午	1,100	1,650	2,200	午前9時～午後5時 C	640	午前9時～正午	1,920	C×3
							午後1時～午後5時	2,560	C×4
	正午～午後5時	1,100	1,650	2,200	午後5時～午後10時 D	960	午後6時～午後10時	3,840	D×4
	午後5時～午後10時	1,100	1,650	2,200			(終日)午前9時～午後10時	9,920	C×8+D×5
会議室2	午前9時～正午	550	820	1,100	午前9時～午後5時 E	360	午前9時～正午	1,080	E×3
							午後1時～午後5時	1,440	E×4
	正午～午後5時	550	820	1,100	午後5時～午後10時 F	540	午後6時～午後10時	2,160	F×4
	午後5時～午後10時	550	820	1,100			(終日)午前9時～午後10時	5,580	E×8+F×5
多用途ホール	午前9時～正午	1,650	2,470	3,300	午前9時～午後5時 G	600	午前9時～正午	1,800	G×3
							午後1時～午後5時	2,400	G×4
	正午～午後5時	1,650	2,470	3,300	午後5時～午後10時 H	900	午後6時～午後10時	3,600	H×4
	午後5時～午後10時	1,650	2,470	3,300			(終日)午前9時～午後10時	9,300	G×8+H×5

＊1「**市内**」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2**」。
＊2「**市外**」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.5**」。
＊3「**市外**」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 × 1.2 × 1.5**」。
＊4「**入場料徴収**」「**宗教**」「**政治**」の団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 2.0**」。
＊5「**入場料徴収**」「**宗教**」「**政治**」の団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 2.0**」。
＊6「**営業の宣伝**」で利用する団体等の使用料は、「**同表の区分使用料 × 4.0**」。
＊7「**営業の宣伝**」で利用する団体等による「**土日祝日**」の使用料は、「**同表の区分使用料 ×1.2 × 4.0**」。
＊ 「**冷暖房を使用**」する場合は、「**上記＊1～7の使用料 × 1.5**」。
＊ 「**市内**」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「**市外**」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。
＊「**会議室1**」とは、大会議室を間仕切りした場合における面積の広い方の部屋をいい、「**会議室2**」とは、大会議室を間仕切りした場合における面積の狭い方の部屋をいう。
＊ 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。
＊ 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区分	現行				新使用料（1時間当たり）					
	時間区分	使用料			アマチュアスポーツ	入場料徴収	市内	市内（準備のみ）	市外	市外（準備のみ）
		a 市内	b 市外	c 入場料徴収等						
競技場	1時間につき	440	660	880	利用する	しない	660	330	990	495
						する	1,320	660	1,980	990
					利用しない	しない	3,300	1,650	4,950	2,475
						する	6,600	3,300	9,900	4,950

＊ 競技場の冷暖房を使用する場合は、「**同表の使用料 × 4.0**」とする。
＊ 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。